



平成 28 年 1 月 12 日

各 位

会 社 名 岡野バルブ製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡野正紀
(コード番号 6492 東証第2部、福岡)
問合せ先 取締役管理統轄兼経営企画部長
岡野武治
(TEL 093-372-9215)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 2 月 26 日開催予定の当社第 116 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能をより一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めることを目的として、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」という。)により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約に関する規定の一部について変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう、附則に経過的な措置を新設するものであります。
- (4) その他、条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 2 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 2 月 26 日 (金)

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(削除)</u> (2) <u>監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第 5 条～第 1 7 条 (条文省略)	第 5 条～第 1 7 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u>
第 1 8 条 (員数) 当社の取締役は、15名以内とする。 (新 設)	第 1 8 条 (員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
第 1 9 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	第 1 9 条 (選任方法) 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u> 選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
第 2 0 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 2 0 条 (任期) 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 2 1 条 (条文省略)</p> <p>第 2 2 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 2 3 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 2 4 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 2 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 2 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 2 3 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 2 4 条 (監査等委員会規程)</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 2 5 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第27条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (員 数) 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第29条 (選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を</p>	<p>第26条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第30条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>第30条（任期）</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条（常勤の監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条（報酬等）</u></p> <p><u>監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条（監査役会の招集通知）</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条（監査役会規程）</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第42</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第<u>5</u>章 計 算</p>
<p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>31</u>条～第<u>34</u>条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><u>附則（監査役の責任免除に関する経過処置）</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第116回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上